

疾病保障

〈3大疾病+5つの重度慢性疾患〉保障

通常の住宅ローン金利+0.3%

もしも… 3大疾病

ガン 脳卒中
急性心筋梗塞

で所定の支払事由に該当したら

5つの 重度慢性疾患

高血圧症 糖尿病 慢性腎不全
肝硬変 慢性肺炎

で就業できない状態となった場合に毎月の
ローン返済額が最長12ヵ月分保障されます。
上記の就業できない状態が1年を超えた場合

奥さまが 女性特有のガン

乳ガン 子宮ガン
卵巣ガン

などと診断されたら

住宅ローン残高 0円

一時金 100万円

さらに手厚い保障で安心を備えたい

さらに
+0.1%で

〈全疾病〉保障

8疾病^(*)以外の病気やケガ

で就業できない状態となった場合に毎月の
ローン返済額が最長12ヵ月分保障されます。
上記の就業できない状態が1年を超えた場合

注)保険会社が認める病気やケガが対象となります。
※3大疾病+5つの重度慢性疾患をいいます。

通常の住宅ローン金利+0.4%

住宅ローン
残高 0円

おふたりでお借りされる
ご夫婦に安心を

夫婦連生ガン保障

通常の住宅ローン金利+0.4%

ご夫婦どちらかが死亡・高度障害や
ガンと診断されたら

住宅ローン
残高 0円

●住宅ローン残高が0円となるには所定の条件があります。詳しくは①～⑧をご覧ください。

お客様のご希望にあわせ、4つのプランからお選びいただけます。

保障名	ご融資利率への 上乗せ	保障の種類
〈全疾病〉保障	+0.4%	死亡・高度障害 ガン 急性心筋梗塞・脳卒中 5つの重度慢性疾患 その他の病気・ケガ + 奥さまのガン保障特約
〈3大疾病+5つの 重度慢性疾患〉保障	+0.3%	死亡・高度障害 ガン 急性心筋梗塞・脳卒中 5つの重度慢性疾患 + 奥さまのガン保障特約
ガン保障	+0.2%	死亡・高度障害 ガン
夫婦連生ガン保障	+0.4%	死亡・高度障害 ガン ※夫婦連帯債務住宅ローンご利用のお客さまにご選択いただけます。

1 ガン(悪性新生物)と診断されたら、住宅ローン残高が0円になります。

保障の開始日以降に、生まれて初めてガン(悪性新生物)に罹患し、医師により診断確定された場合、診断確定時点のローン残高相当額が支払われ、ローンの返済に充当されます。

保障の開始日は、お借入れ日(加入日)から91日目となります。

※保障の開始日前に罹患したガンは、診断確定日が保障の開始日以降であってもお支払いの対象となりません。

あんしん1

初期のガン(悪性新生物)でも 住宅ローンは0円に。

保障の開始日以降にガン(悪性新生物)と診断されたら、進行程度にかかわりなく、診断給付金が支払われ、住宅ローン残高が0円になります。

※「上皮内新生物(上皮内ガン)」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚のその他の悪性新生物(皮膚ガン)」は、診断給付金のお支払い対象となりません。「上皮内新生物(上皮内ガン)」には、大腸の粘膜内ガン、膀胱や尿路、乳管等の非浸潤ガンを含みます。

あんしん2

治った後も住宅ローンは0円のまま。

診断給付金が支払われた後に、病気が完治した場合も、診断給付金をお返しいただく必要はありません。

参考資料1 初期のガンの5年相対生存率(stage I)

医学の進歩により
ガンは治療できる時代になりつつあります。

乳房(女性)
100%

胃
98.1%

直腸
97.0%

全国がん(成人病)センター協議会加盟施設における
5年生存率(2006-2008年診断例)
全症例・男女計 stage I の5年相対生存率
(公財)がん研究振興財団「がんの統計'16」より

2 脳卒中(脳梗塞・脳内出血・くも膜下出血)、急性心筋梗塞で所定の状態^{※1}が60日継続したら、住宅ローン残高が0円になります。

●保障の開始日以降に、脳卒中、急性心筋梗塞にかかり、初めて医師の診療を受けた日から、その日を含めて**60日以上、所定の状態^{※2}が継続したと医師により診断された場合**、診断時点のローン残高相当額が支払われます。

●保障の開始日以降に、脳卒中、急性心筋梗塞により就業できない状態^{※2}となつた場合、最長2カ月間のローン返済額を保障します。

- 約定返済日まで就業できない状態^{※2}が継続することが必要です。

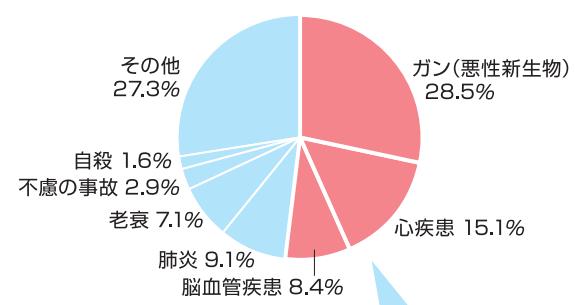
- ローン借入期間を通算して36カ月分をお支払い限度とします。

- 保障の開始日は、お借入れ日(加入日)から3カ月を経過した日の翌日となります。

※保障の開始日前に発病した場合、保障の開始日以降に所定の状態^{※1}となつても診断給付金のお支払い対象となりません。

※ローン実行日前の発病や保障の開始日前に発生した就業できない状態^{※2}は、保険金のお支払い対象となりません。

参考資料2 主な死因別死亡数の割合

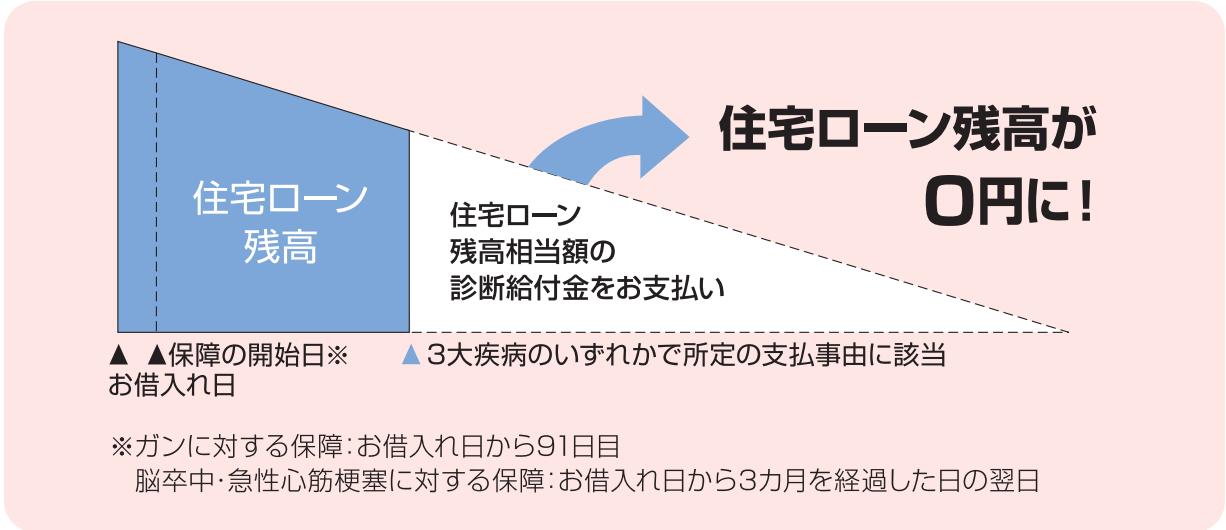


3大疾病は、日本人の 半数以上がかかる病気

ガン(悪性新生物)・心疾患・脳血管疾患は、日本人の死亡原因の多くを占めており、5割以上の人人が、一生のうちにかかる病気といえます。

※参考資料2中の3大疾病(ガン(悪性新生物)・心疾患・脳血管疾患)は、この保障でお支払対象としている疾病と全く同一ではありません。

厚生労働省 平成28年「人口動態統計(確定数)の概況」参照



3 5つの重度慢性疾患(高血圧症・糖尿病・慢性腎不全・肝硬変・慢性膵炎)も保障します。

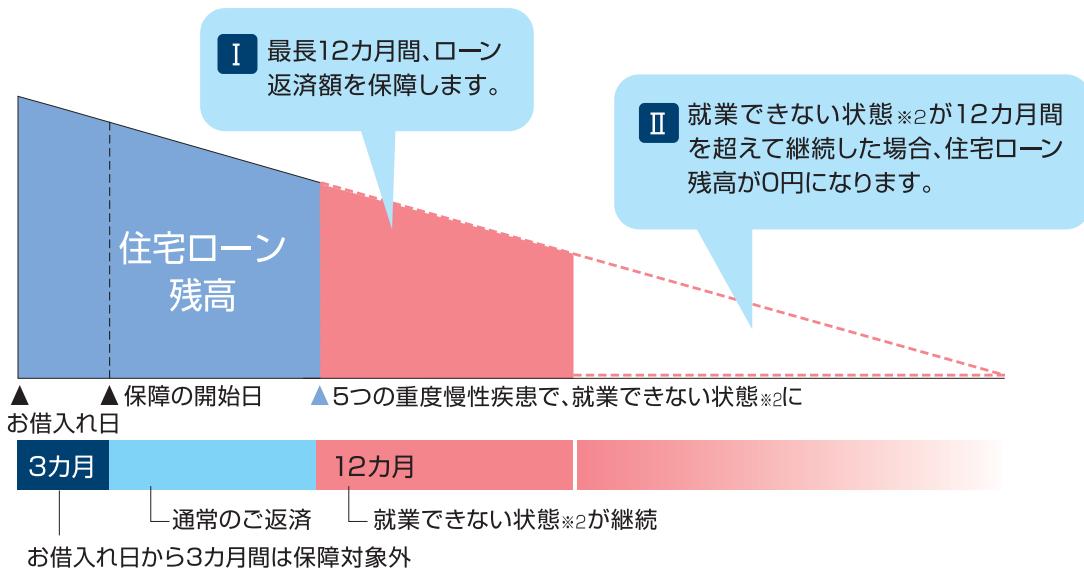
保障の開始日(お借入れ日(加入日)から3カ月を経過した日の翌日)以降に、5つの重度慢性疾患で就業できない状態※2となり、

I 就業できない状態※2が継続した場合、就業できない状態※2である期間中のローン返済額を最長12カ月間お支払いします。

- 約定返済日まで就業できない状態※2が継続することが必要です。
- ローン借入期間を通算して36カ月分をお支払い限度とします。

II 就業できない状態※2が12カ月間を超えて継続した場合、12カ月経過時点のローン残高相当額をお支払いします。

※ローン実行日前の発病や保障の開始日前に発生した就業できない状態※2は、保険金のお支払い対象となりません。



※1 「所定の状態」とは……… 脳卒中:言語障害・運動失調・麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続した場合
急性心筋梗塞:労働制限を必要とする状態(軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続した場合

※2 「就業できない状態」とは……… 入院や医師の指示による自宅療養等により被保険者本人の経験・能力に応じたいかなる業務もまったく従事できない状態

4 奥さまが女性特有のガン(乳ガン・子宮ガン・卵巣ガンなど)と診断されたら、一時金100万円をお支払いします。

保障の開始日(お借入れ日(加入日)から3カ月を経過した日の翌日)以降に、生まれて初めて乳ガン・子宮ガン・卵巣ガンなどの女性特有のガン(悪性新生物)に罹患し、医師により診断確定された場合、一時金100万円をお支払いします。

※保障の開始日前に罹患した女性特有のガンについては、診断確定が保障の開始日以降であっても診断給付金をお支払いしません。

※対象となる女性特有のガンの定義については、「被保険者のしおり」でご確認ください。

※夫婦連帯債務住宅ローンは対象外です。

※上皮内ガン(乳管等の非浸潤ガンを含む)はお支払いの対象となりません。



5 団体信用生命保険の保障

ローン返済期間中に、死亡または所定の高度障害状態に該当した場合、保険金をお支払いし、ローン残高を保障します。

※「所定の高度障害状態」については「被保険者のしおり」でご確認ください。

6 8疾病以外の病気やケガでも保障します。

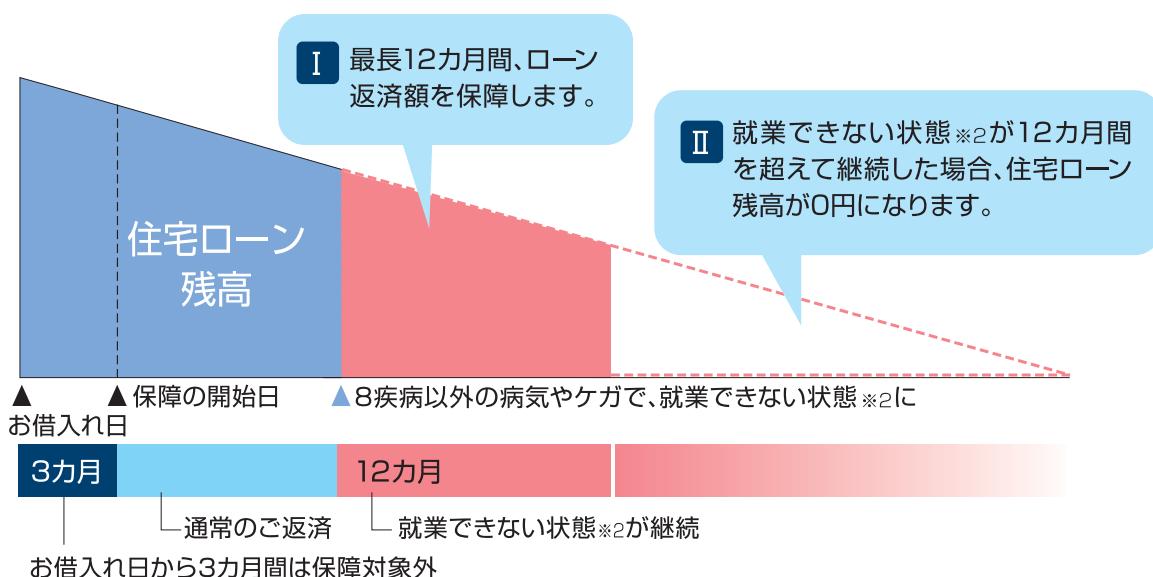
保障の開始日(お借入れ日(加入日)から3カ月を経過した日の翌日)以降に、8疾病以外の病気やケガで就業できない状態※2となり、

I 就業できない状態※2が継続した場合、就業できない状態※2である期間中のローン返済額を最長12カ月間お支払いします。

- 約定返済日まで就業できない状態※2が継続することが必要です。
- ローン借入期間を通算して36カ月分をお支払い限度とします。

II 就業できない状態※2が12カ月間を超えて継続した場合、12カ月経過時点のローン残高相当額をお支払いします。

※ローン実行日前の病気やケガおよび保障の開始日前に発生した就業できない状態※2は、保険金のお支払い対象となりません。



7

ご夫婦のどちらかに万が一のことがあった場合やガンと診断された場合、住宅ローン残高が0円になります。

ご夫婦一緒に住宅ローンを借り、ご夫婦のどちらかが死亡または所定の高度障害状態になった場合、またはガン保障の開始日(お借入れ日(加入日)から91日目)以降、生まれて初めてガン※に罹患し診断確定された場合に、ローン残高相当額の保険金・診断給付金をお支払いします。

※「上皮内新生物(上皮内ガン)」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚のその他の悪性新生物(皮膚ガン)」は、診断給付金のお支払い対象となりません。「上皮内新生物(上皮内ガン)」には、大腸の粘膜内ガン、膀胱や尿路、乳管等の非浸潤ガンを含みます。

あんしん1

ご夫婦のどちらかが生まれてはじめてガンと診断されたら住宅ローン残高が0円！

あんしん2

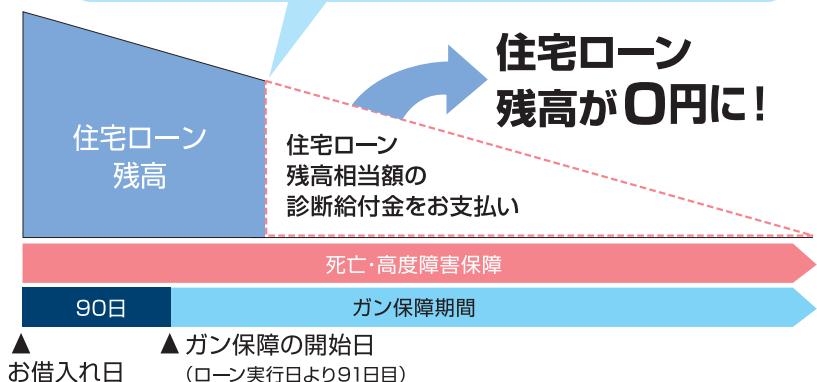
初期のガン(悪性新生物)でも保障の対象に。

あんしん3

ガンが完治した後も住宅ローンは0円のまま！

ご夫婦のどちらかに万が一のことがあった場合、または生まれて初めてガンと診断された場合に、ローン残高が0円になります。

住宅ローン残高が0円に！



保険金が支払われない主な場合

●被保険者が次の「①」～「⑪」のいずれかにより就業できない状態^{※2}に該当したとき。

- ①被保険者および保険金を受取るべき者の故意または重大な過失
- ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の精神障害(注)
- ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故
- ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- ⑦被保険者の薬物依存症
- ⑧被保険者の妊娠・出産(妊婦に伴う合併症・異常分娩などは保障される場合があります。)
- ⑨頸部症候群(いわゆる「むち打ち症」)または腰痛でいずれも医学的他覚所見のないもの(原因の如何を問いません。)
- ⑩地震、噴火または津波 ⑪戦争その他の変乱

●ローン実行日より前に就業できない状態^{※2}の原因となる病気やケガを被った場合。

ローン実行日より前に、病気やケガについて正しく告知いただいた場合であっても、保険金のお支払いの対象外となることがあります。

ただし、その就業できない状態^{※2}がローン実行日から起算して2年を経過した後に開始した場合は、ローン実行日以後の原因によるものとみなして取扱います。

(注)精神障害の例

アルツハイマー<Alzheimer>病の認知症	鎮静薬または睡眠薬使用による精神および行動の障害	その他の非器質性精神病性障害
血管性認知症	コカイン使用による精神および行動の障害	詳細不明の非器質性精神病
他に分類されるその他の疾患の認知症	カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	躁病エピソード
詳細不明の認知症	精神および行動の障害	双極性感情障害<躁うつ病>
器質性健忘症候群、アルコールその他の精神作用物質によらないもの	幻覚薬使用による精神および行動の障害	うつ病エピソード
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの	タバコ使用<喫煙>による精神および行動の障害	反復性うつ病性障害
脳の損傷および機能不全ならびに身体疾患によるその他の精神障害	揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	持続性気分[感情]障害
脳の疾患、損傷および機能不全による人格および行動の障害	多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	その他の気分[感情]障害
詳細不明の器質性または症状性精神障害	統合失調症	詳細不明の気分[感情]障害
アルコール使用<飲酒>による精神および行動の障害	統合失調症型障害	解離性[転換性]障害
アヘン類使用による精神および行動の障害	持続性妄想性障害	身体表現性障害
大麻類使用による精神および行動の障害	急性一過性精神病性障害	産じゅく<褥>に関連した精神および行動の障害、他に分類されないもの
	感応性妄想性障害	広汎性発達障害
	統合失調感情障害	精神障害、詳細不明

※2 「就業できない状態」とは…… 入院や医師の指示による自宅療養等により被保険者本人の経験・能力に応じたいかなる業務もまったく従事できない状態

8 保障の概要:3大疾病+5つの重度慢性疾患+配偶者特約+8疾病以外の病気やケガ保障

	ガン保障	脳卒中・急性心筋梗塞保障	ガン診断一時金(配偶者・女性用)保障
保険正式名称	団体信用生命保険特定疾病保障特約Ⅱ型 ※この特約は団体信用生命保険の特約としてご加入できます。	急性心筋梗塞および脳卒中のみ保障特約・急性心筋梗塞診断給付金特約・脳卒中診断給付金特約・悪性新生物診断給付金特約(配偶者・女性用)付帯就業不能信用費用保険	
ご利用いただける方	<p>住宅ローンを新規にご契約の方で、お借入れ時の年齢が満20歳以上満50歳以下で、ガン保障特約付団体信用生命保険、脳卒中・急性心筋梗塞保障および5つの重度慢性疾患保障、8疾病以外の病気やケガ特約付就業不能信用費用保険に加入できる方</p> <p>※住宅ローンがご契約にいたらなかった場合には、保険の対象とはなりません。</p> <p>※お使いみちが事業目的、収益物件取得資金の場合等はご利用いただけません。</p> <p>※すでに当行でお借入れいただいている住宅ローンからの切替えはできません。</p> <p>※ガンに罹患されたことがある方はご契約いただけません。</p> <p>※ご加入にあたっては、お客様の健康状態等について所定の書面により告知いただきます。告知の内容により、保険会社がご加入をお断りすることがあります。</p> <p>※ガン診断一時金(配偶者・女性用)保障は、配偶者(女性)の住宅ローンお借入れ時の年齢が満20歳以上満50歳以下で最終返済満81歳以下の方が対象となります。</p>		
保障内容	<p>特約の責任開始日以降、生まれて初めてガン(悪性新生物)に罹患し、医師により診断確定された場合、債務残高相当額が診断給付金として支払われ、債務の返済に充当されます。</p> <p>※「上皮内新生物(上皮内ガン)」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚のその他の悪性新生物(皮膚ガン)」は、診断給付金のお支払い対象となりません。「上皮内新生物(上皮内ガン)」には、大腸の粘膜内ガン、膀胱や尿路、乳管等の非浸潤ガンを含みます。</p> <p>※対象となるガンの定義については、「被保険者のしおり」で必ずご確認ください。</p> <p>【保険金】 保障の開始日以降に、脳卒中(脳梗塞・脳内出血・くも膜下出血)または急性心筋梗塞により就業できない状態※2となり、その状態が継続しローンの返済日が到来した場合、最長2カ月(保障期間を通算して36カ月(支払限度期間))を限度としてローン契約上の毎月の返済分相当額が保険金として支払われます。</p> <p>【診断給付金】 保障の開始日以降に、脳卒中または急性心筋梗塞を発病し、60日以上所定の状態※1が継続したと医師によって診断された場合、その時点での債務残高相当額が診断給付金として八十二銀行に支払われ、債務の返済に充当されます。</p> <p>※保険金の支払限度期間は、脳卒中・急性心筋梗塞に関する保障、5つの重度慢性疾患、8疾病以外の病気やケガに対する保障それ別に通算します。</p>		
保障期間	住宅ローンご返済期間(ただし、保障の開始日につきご注意ください。)		
保障の開始日	<p>ローン実行日より91日目。</p> <p>ローン実行日の91日目を責任開始日として、この日から保障が開始されます。</p> <p>※責任開始日の前に罹患したガンについては、診断確定が責任開始日以降であっても診断給付金をお支払いしません。</p> <p>ローン実行日から3ヶ月を経過した日の翌日。</p> <p>ローン実行日から3ヶ月間を待機期間とし、その後保障が開始されます。</p> <p>※ローン実行前の発病および保障の開始日の前に発生した就業できない状態※2については【保険金】をお支払いしません。また、保障の開始日の前に発病した脳卒中および急性心筋梗塞については【診断給付金】をお支払いしません。</p> <p>※保障開始日の前に罹患した女性特有のガンについては、診断確定が保障開始日以降であっても診断給付金をお支払いしません。</p>		
保障が終了する場合	<p>満82歳のお誕生日に到達したとき ローンのご契約者でなくなったとき</p> <p>夫婦連生ガン保障の場合 いずれかの被保険者のガン保障特約が責任開始日前のガン罹患による無効・告知義務違反による解除になった場合は、その被保険者のこの保険契約の保障(主契約、特約)は終了します。(他方の被保険者の保障のみとなります。)</p> <p>満82歳のお誕生日に到達したとき ローンのご契約者でなくなったとき 脳卒中・急性心筋梗塞に関する保障、5つの重度慢性疾患、8疾病以外の病気やケガに対する保障それぞれの所定の支払限度期間分の保険金が支払われたとき(支払限度期間分の保険金が支払われた保障のみ終了します。)</p>		
引受保険会社	カーディフ生命保険株式会社	カーディフ損害保険株式会社	ガン診断一時金(配偶者・女性用)保障は、一時金が支払われたとき(お支払いは1回のみ) 配偶者が満82歳のお誕生日に到達したとき 婚姻関係の終了や死亡等により法律上の婚姻関係である妻でなくなったとき ローンをお借入れいただいているご本人が保障の終了に関する事項に該当したとき

	5つの重度慢性疾患保障	8疾病以外の病気やケガ保障
保険正式名称	重度慢性疾患のみ保障特約・債務繰上返済支援特約付 帯就業不能信用費用保険	特定疾病および重度慢性疾患保障対象外特約・債務 繰上返済支援特約付帯就業不能信用費用保険
ご利用いただける方	<p>住宅ローンを新規にご契約の方で、お借入れ時の年齢が満20歳以上満50歳以下で、ガン保障特約付団体信用生命保険、脳卒中・急性心筋梗塞保障および5つの重度慢性疾患保障、8疾病以外の病気やケガ特約付就業不能信用費用保険に加入できる方</p> <p>※住宅ローンがご契約にいたらなかった場合には、保険の対象とはなりません。</p> <p>※お使いみちが事業目的、収益物件取得資金の場合等はご利用いただけません。</p> <p>※すでに当行でお借入れいただいている住宅ローンからの切替えはできません。</p> <p>※ガンに罹患されたことがある方はご契約いただけません。</p> <p>※ご加入にあたっては、お客さまの健康状態等について所定の書面により告知いただきます。告知の内容により、保険会社がご加入をお断りすることがあります。</p>	
保障内容	<p>【保険金】 保障の開始日以降に、5つの重度慢性疾患(高血圧症・糖尿病・慢性腎不全・肝硬変・慢性膵炎)により就業できない状態※2となり、その状態が継続しローンの返済日が到来した場合、最長12カ月(保障期間を通算して36カ月(支払限度期間))を限度としてローン契約上の毎月の返済分相当額が保険金として支払われます。</p> <p>【債務繰上返済支援保険金】 保障の開始日以降に、5つの重度慢性疾患により就業できない状態※2となり、その日から12カ月を経過した日の翌日午前0時までその状態が継続した場合、その時点での債務残高相当額が債務繰上返済支援保険金として八十二銀行に支払われ、債務の返済に充当されます。</p>	<p>【保険金】 保障の開始日以降に、8疾病(悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中・高血圧症・糖尿病・慢性腎不全・肝硬変・慢性膵炎)以外の病気やケガにより就業できない状態※2となり、その状態が継続しローンの返済日が到来した場合、最長12カ月(保障期間を通算して36カ月(支払限度期間))を限度としてローン契約上の毎月の返済分相当額が保険金として支払われます。</p> <p>【債務繰上返済支援保険金】 保障の開始日以降に、8疾病以外の病気やケガにより就業できない状態※2となり、その日から12カ月を経過した日の翌日午前0時までその状態が継続した場合、その時点での債務残高相当額が債務繰上返済支援保険金として支払われ、債務の返済に充当されます。</p> <p>※保険会社が認める病気やケガが対象となります。なお、保障対象外となる病気やケガ(精神障害など)については「被保険者のしおり(契約概要・注意喚起情報)」にてご確認ください。</p>
保障期間	住宅ローンご返済期間(ただし、保障の開始日につきご注意ください)。	
保障の開始日	<p>ローン実行日から3カ月を経過した日の翌日。</p> <p>ローン実行日から3カ月間を待機期間とし、その後保障が開始されます。</p> <p>※ローン実行日前の病気やケガおよび保障の開始日の前に発生した就業できない状態※2については【保険金】【債務繰上返済支援保険金】をお支払いしません。</p>	
保障が終了する場合	<p>満82歳のお誕生日に到達したとき</p> <p>ローンのご契約者でなくなったとき</p> <p>5つの重度慢性疾患、8疾病以外の病気やケガに対する保障それぞれの所定の支払限度期間分の保険金が支払われたとき(支払限度期間分の保険金が支払われた保障のみ終了します。)</p>	
引受保険会社	カーディフ損害保険株式会社	

■重要事項のご説明について

- 債務残高の保障は最高1億円までとなります。なお、5,000万円を超える場合は、保険会社所定の診断書等の提出が必要となります。
- 詳しい保障内容や保険金等によるご返済が受けられない場合(免責事項)などお客さまの不利益となる事項の説明については、「被保険者のしおり」に掲載の「契約概要」「注意喚起情報」で必ずご確認ください。また、「**3大疾病+5つの重度慢性疾患**」保障付住宅ローン」「**全疾病**」保障付住宅ローン」でご利用いただく保険は、カーディフ生命保険株式会社・カーディフ損害保険株式会社の引受けとなりますので、ご不明な点は「被保険者のしおり」に掲載のそれぞれの問い合わせ先へご連絡ください。
- 連帯債務の場合、債務者のどちらかが所定の保険金支払事由に該当し住宅ローンが完済となった場合、もう一方の債務者のローンが免除される部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは税務署へお問い合わせください。

※1 「所定の状態」とは……… 脳卒中:言語障害・運動失調・麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続した場合
急性心筋梗塞:労働制限を必要とする状態(軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続した場合

※2 「就業できない状態」とは……… 入院や医師の指示による自宅療養等により被保険者本人の経験・能力に応じたいかなる業務もまったく従事できない状態